

代表者 殿

中小企業庁長官

下請事業者との取引に関する調査について

中小企業庁は、下請事業者の利益保護を図るため、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」といいます。）を公正取引委員会と協力して運用しております。この度、貴社と下請事業者との取引に関し調査を実施することになりましたので、下記の要領で当庁に報告していただけるようよろしくお願い致します。

この調査は、下請代金法第9条第2項の規定に基づいて実施するものであり、貴社が親事業者である場合（2～3ページ参照）には報告する義務があります。

報告いただいた内容については、中小企業庁の調査の目的以外には一切使用しません（消費税に関する回答については、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査の情報として使用させて頂く場合があります。）。

記

- 1 提出物 「回答用紙」（全ての事業者）及び「下請事業者名簿」（下請代金法の適用を受ける下請取引を行っている事業者）

※ 詳細は、本冊子の調査の対象等（2ページ以降）を御覧ください。

- 2 提出期限 平成30年8月24日（金）（消印有効）

- 3 提出方法 同封の返信用封筒を御利用ください。

- 4 問い合わせ先

下請取引調査事務局

電話：03-5324-1070

受付時間：9:00～18:00（土日祝日を除く）

- 5 提出先

経済産業省中小企業庁事業環境部取引課

※ 送付書類等の確認

貴社には、①本冊子（「下請事業者との取引に関する調査について」）、②回答用紙、③下請事業者名簿（様式）、④下請事業者との取引に関する調査に当たって（記入上のお願い）、⑤返信用封筒を送付しています。不足等があれば、上記までお問い合わせください。

今回の調査について中小企業庁ホームページに掲載しております。

【トップページ】→【新着情報】又は、【過去の新着情報】→【平成30年度下請事業者との取引に関する調査について】(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2018/180727ShitaukeSearch.htm>)

回答作成に当たっての留意事項等

I 調査の対象等

貴社が調査対象期間（平成29年6月から平成30年5月まで）に下請代金法の適用を受ける下請取引を行っているか否かについては、次の「第1 取引の内容」及び「第2 取引当事者の資本金の区分」により確認してください。

第1 取引の内容

下請代金法が適用される「取引の内容」は、業として行われる「**製造委託**」、「**修理委託**」、「**情報成果物作成委託**」及び「**役務提供委託**」の4種類です。

貴社の取引の内容がこれら4種類に該当する場合、チェック欄に「☒」を付し、「第2 取引当事者の資本金の区分」に進んでください。

「☒」が1つも付かない場合、貴社には下請代金法の適用を受ける対象となる下請取引はありませんので、「回答用紙」の「I 貴社の概要」のみを記載し、提出してください。

製造委託とは・・・ ☐ ←製造委託に該当した場合のチェック欄

物品の**販売**又は**製造**を行う事業者が、規格、品質、形状、デザイン、ブランド等を指定して、他の事業者が物品の製造（加工も含まれます。以下同じ。）を委託することです。自ら使用・消費する物品の製造を行っている事業者が、その製造を他の事業者へ委託することも該当します。

※ 「物品」には、その半製品、部品、附属品、原材料のほか、**これらの製造に用いる金型**も含まれます。製造設備を持たず、自ら製造をしていない事業者が、その販売する物品の製造を他の事業者へ委託することも製造委託に該当します。例えば、大規模小売店等が自社の**プライベートブランド商品**の製造を他の事業者へ委託することは製造委託に該当します。

※ 建設工事に係る下請取引には、下請代金法は適用されず、建設業法の規定が適用されます。しかし、例えば、建設業者が業として販売する建設資材の製造を他の事業者へ委託することは、製造委託に該当します。

修理委託とは・・・ ☐ ←修理委託に該当した場合のチェック欄

物品の修理を請け負っている事業者や、自社で使用する物品を自社で修理している事業者が、その修理の全部又は一部を他の事業者へ委託することです。

情報成果物作成委託とは・・・ ☐ ←情報成果物作成委託に該当した場合のチェック欄

ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザイン等、情報成果物の提供（販売、使用許諾等）や作成を行う事業者が、他の事業者へその作成の全部又は一部を委託することです。自ら使用する情報成果物の作成を行っている事業者が、その作成の全部又は一部を他の事業者へ委託することも該当します。

※ 情報成果物の例：①プログラム（ゲームソフト、会計ソフト、家電製品の制御プログラムほか）、②映像や音声、音響等から構成されるもの（テレビ番組、映画そのもののほか、これらの一部を構成する音声、音響等も含まれます。）、③文字、図形、記号等から構成されるもの（設計図、各種デザイン、雑誌広告、報告書ほか）

役務提供委託とは・・・ ☐ ←役務提供委託に該当した場合のチェック欄

運送やビルメンテナンス等、各種サービスの提供を請け負う事業者が、**請け負ったサービスの全部又は一部を他の事業者へ再委託**することです。

※ 建設業を営む事業者が、請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業者に再委託することは役務提供委託には該当しません。

※ 自ら利用する役務を他の事業者へ委託することは役務提供委託には該当しません。

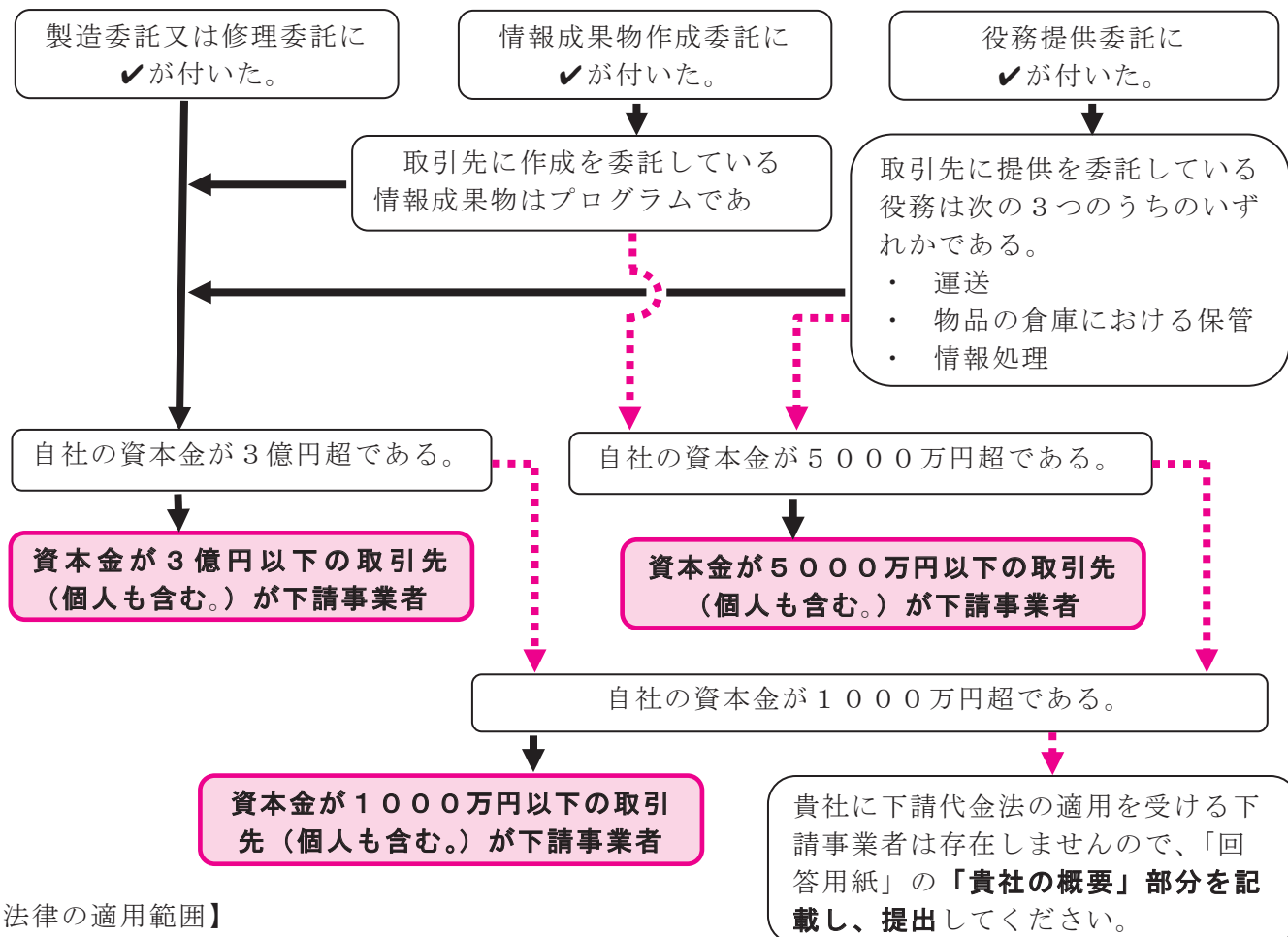
（例）『工作機械製造業者が、自社工場の清掃を清掃業者に委託する』場合、工作機械製造業者は自己の事業として清掃を請け負っているものではないことから、この場合の清掃は工作機械製造業者が自ら利用する役務となります。したがって、工作機械製造業者が自ら利用する役務を清掃業者に委託することは、役務提供委託に該当しません。

第2 取引当事者の資本金の区分

貴社が「第1 取引の内容」にて該当し「✓」を付した「**製造委託**」、「**修理委託**」、「**情報成果物作成委託**」及び「**役務提供委託**」の4種類について、それぞれ下図により、「取引当事者の資本金の区分」に基づく下請代金法の適用を受ける下請事業者の有無を確認してください。

網掛けの箇所には到達した場合、当該箇所に記載してある資本金（又は出資の総額。以下同じ。）の範囲の取引先が貴社の取引先のうち下請代金法の適用を受ける下請事業者となります。

はい → いいえ

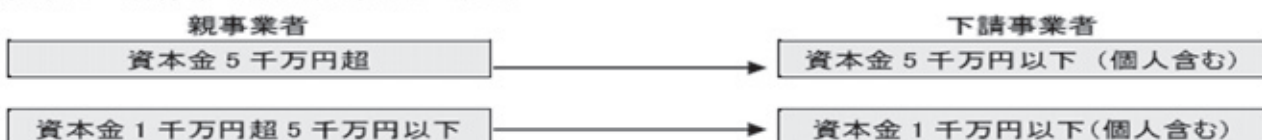


【法律の適用範囲】

物品の製造、修理委託の場合



情報成果物の作成、役務提供委託の場合



※ 「資本金が3億円超」とは、資本金の額が3億円を超えている（3億円ちょうどは含みません。）ことであり、「資本金が3億円以下」とは、資本金の額が3億円を下回る（3億円ちょうども含みます。）ことをいいます。

上記内容についての詳細は、中小企業庁ホームページの「下請取引適正化推進講習会テキスト（PDF版）」等を御覧下さい。

(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2017/171101TXT.pdf>)

第3 調査票の提出方法等について

- 1 調査票は、本社以外の事業所^(※)には調査書類を送付していませんので、調査書類をコピーするか又は中小企業庁のホームページに様式を掲載していますので御利用下さい。各事業所において作成した「回答用紙」は、本社回答作成担当者がまとめて提出してください。

※ 事業所とは、本社、事業部、支社、支店、営業所、工場等それぞれ下請取引を実際に行っている部署をいいます。

- 2 今回の調査において、下請取引を行っている貴社の事業所が、親事業者の本社以外にある場合は、当該事業所分の回答用紙及び下請事業者名簿（様式）をコピーし、それぞれに整理番号及び必要事項を記入し、提出してください。

その際、整理番号欄の末尾2桁については、以下の例に従い、**本社を「01」**として、**その他事業所は「02」**から、**重複しない番号を適宜記載**してください。

(例)	〇〇株式会社	本社	〇〇-〇〇〇〇〇〇-01
	〇〇株式会社	東北支社	〇〇-〇〇〇〇〇〇-02
	〇〇株式会社	中部支社	〇〇-〇〇〇〇〇〇-03

- 3 回答内容について、中小企業庁又は経済産業局の担当者が照会する場合があります。回答作成

担当者は、「本冊子」、作成した**「回答用紙」の写し**及び**「下請事業者名簿」**

(下請代金法の適用を受ける下請取引を行っている事業者)の写しを2年間保存してください。

第 4 下請事業者名簿の提出

貴社が下請代金法の適用を受ける下請取引を行っている場合（「回答用紙」の「下請取引の有無」で「有」に該当した場合）、「【記載例】」に従い、**調査対象期間（平成29年6月から平成30年5月まで）の貴社との取引のある下請事業者を事業所ごとに作成（「下請事業者名簿」）し、提出してください。**用紙が足りない場合、コピーするか又は中小企業庁のホームページに様式を掲載していますので御利用下さい。

なお、「下請事業者名簿」（様式）と同様の内容が記載されていれば、既存の名簿等を利用していただいても構いません。

【記載例】

※整理番号

注1

下請事業者名簿(様式)

<作成 年 月>

凡	1		5	
	2		6	
例	3		7	

会社名

業○△×産業

事業所(事業部・支店・工場等)名

浜松研究所

番号	関連会社	継続取引	相殺	下請事業者名	資本金 (百万円)	郵便番号	所在地	電話番号	下請事業者への委託業務	
									種類	委託業務の内容
	注2	○	注3	○○○工業	10	112-456*	府中市△△町 3-4-5	0**-333 - 1234	注5 製・修・情・役	注6 ○用部品の製造、△△の修理
2		○		△×サービス㈱	6	134-678*	福岡市**町 2-3-4	0**-555-4321	製・修・情・役	販売用ソフトのコールセンター業務
3	○			㈱○△ソフトウェア	4	139-003*	横浜市西区○○町 1	045-***-6654	製・修・情・役	販売用ソフトの開発
4										

注 1 : 「整理番号」欄には、「回答用紙」表面の右下に記入した整理番号を記載してください。

注 2 : 「関連会社」欄には、貴社が当該下請事業者に出資している場合に○印を記入してください。

注 3 : 「継続取引」欄には、当該下請事業者との取引が年間を通じて 4 回以上ある場合に○印を記入してください。
また、役務提供委託については、役務提供期間が 6 か月以上の場合にも○印を記入してください。

注 4 : 「相殺」欄には、有償で支給した原材料等の対価を下請代金から控除（相殺）したことがある場合に○印を記入してください。

注 5 : 「種類」欄には、当該下請事業者委託している業務に○印を付けてください。
⇒ 「製」：製造委託、「修」：修理委託、「情」：情報成果物作成委託、「役」：役務提供委託

注 6 : 「委託業務の内容」欄へは、右上の凡例の空欄に主な業務内容を記入してその番号を記載するか、直接業務委託の内容を記載するか、どちらかで記載してください。

注 7 : 裏面にも記入欄があります。記入欄が不足の場合は、コピーをして頂きますようお願いします。

5

Ⅱ 下請事業者との取引に関する調査票

この調査は、下請代金法第9条第2項の規定に基づいて報告を求めるものであり、貴社が親事業者である場合には、報告する義務があります。

I 貴社の概要

「回答用紙」に貴社の概要を記載してください。

「全体の下請取引の有無」欄は、平成29年6月から平成30年5月までを調査対象期間とし、下請代金法の適用を受ける下請取引を行ったかの有無について、本冊子の「回答作成に当たっての留意事項等」の「第1 取引の内容」及び「第2 取引当事者の資本金の区分」により確認し、必ず「✓」をどちらかの口に付してください。貴社が下請取引を行った場合、「下請取引を行った貴社の事業所数」及び「貴社の下請事業者数」を記載してください。

「※ 事業活動を終了した場合のみ記載してください。」については、貴社が回答作成日現在、「①解散・清算」、「②破産手続開始決定」及び「③廃業・休眠」のいずれかに該当する場合、該当する口に「✓」を付し、その時期を記載してください。また、①～③の事由が、吸収合併の場合、1～4についても記載してください。

貴社が、「下請取引 無」に該当した場合、「資本金又は出資金等」を1,000万円以下に訂正した場合及び「※ 事業活動を終了した場合のみ記載」に該当した場合、「Ⅱ 下請取引の状況」への回答は不要です。「I 貴社の概要」のみを記載し、提出してください。

Ⅱ 下請取引の状況

ここからは、下請代金法の適用を受ける下請取引を行っている貴社の事業所が複数ある場合、事業所ごとに記載してください。本社以外の事業所には調査書類を送付していませんので、調査書類をコピーするか又は中小企業庁のホームページの『経営サポート「取引・官公需支援」』に調査票類を掲載していますので御利用下さい。
(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2018/180727ShitaukeSearch.htm>)

各事業所において作成した「回答用紙」は、本社回答作成担当者がまとめて提出してください。

(I) 貴事業所の概要

複数の事業所で下請取引が行われた場合には、事業所毎に「回答用紙」に貴事業所の概要を記載してください。

なお、整理番号については、「回答用紙」の左上欄の整理番号を記載してください。

また、整理番号10桁のうち末尾2桁については、本社を「01」として、その他の事業所は「02」から、記載してください。(整理番号の詳細な記載方法は、本冊子4ページを参照ください。)

(Ⅱ) 貴事業所における下請事業者との取引内容

貴事業所における下請事業者との取引内容について、「回答用紙」の該当する口に「✓」を付し、主な品目、内容を記載してください。

(Ⅲ) 設問への回答

調査対象期間 (平成29年6月から平成30年5月まで) に発注した下請取引の状況について、以下の各設問に回答してください。

選択肢の中から回答を選ぶ場合、該当する数字すべてに○を付してください。本設問においては、下請代金法を遵守するためのキーワードをゴシック体で表記していますので、貴社の自己チェック用としても御活用ください。

回答は、同封の「回答用紙」に記載し、提出してください。

設問 1 下請事業者に対する発注方法について

1-1 貴社は、下請事業者に発注する都度、発注書面を交付しましたか。	- 必ず交付した（口頭発注後、直ちに書面を交付した場合も含みます） - 交付しなかった場合がある（発注日の翌日以降に交付した場合を含みます） - 交付しなかった ⇒設問 1-3 へ
1-2 取引条件（支払方法、支払条件等）について、基本的事項が一定の場合、それらの事項を記載した書面をあらかじめ交付（又は締結）していますか。 発注書面とは別に上記書面を交付している場合、個々の発注書面に、当該書面との関連付けを記載しましたか。	- 個々の発注書面とは別に書面を交付したことはない（発注書面に記載している場合も含みます） - 必ず関連づけを記載した - 関連づけを記載しなかった場合がある - 関連づけを記載しなかった
1-3 下請事業者に対し役務提供委託を行ったことがありますか。 役務提供委託を行ったことがある場合、下請代金の額（単価表も含みます。）や支払期日（支払制度）等を記載している個々の発注を包括する基本契約書等をあらかじめ交付（又は締結）しましたか。	- 役務提供委託を行ったことはない - 必ず交付した - 交付しなかった場合がある - 交付しなかった
1-4 下請事業者に交付した「発注書面」や、1-2 の「取引条件の基本的事項を記載した書面」及び 1-3 の「基本契約書等」には、右記の「下請代金支払等防止法第 3 条の書面の記載事項等に関する規則」に定める必要記載事項のうち、どの事項を記載しましたか。	- 以下の 2 から 10 まですべて記載 - 自社及び下請事業者の名称等 - 発注年月日 - 発注内容 - 納期（役務の場合、提供日又は期間） - 納入場所（役務の場合、提供場所） - 検査完了期日（検査期間）※受入検査を行う場合 ⇒設問 3-9 関連の設問あり - 下請代金の額（単価、算定方法） - 支払期日（支払制度） - 支払方法（現金・手形・一括決済方式・電子記録債権の別、手形交付における手形の満期、ファクタリング等の一括決済方式における金融機関名）
1-5 発注時までには下請代金の額が定められず、仮単価で発注したことがありますか。 仮単価で発注した際、発注書面に、下請代金の額が定められない理由及び下請代金の額を定める予定期日を記載しましたか。	- 仮単価で発注したことはない - 必ず記載した - 記載しなかった場合がある - 記載しなかった

設問2 下請取引に関する書類等の保存について

2 発注内容、下請代金の額、支払期日等を記載した下請取引に関する書類又は電磁的記録を保存していますか。	1 保存していない 2 保存していない場合がある 3 書類又は電磁的記録で（2年間未満）保存している 4 書類又は電磁的記録で（2年間以上）保存している
---	---

設問3 下請代金の支払制度について

3-1 下請代金を貴事業所で支払っていますか。	1 当事業所で支払っておらず、本社で一括して支払っている 2 当事業所で支払っている
3-2 支払は、締切制度を採用していますか。	1 採用している 2 採用していない 3 複数、締切制度を採用している

3-3 【記載例】を参考にして、下請取引に適用している支払制度を平成30年4月の締切日を基準に記載してください（4月に下請事業者から納入（提供）がない場合には、他の月の締切日を基準に記載してください。）。

- ① 締切制度を採用していない場合には、「締切日（A）」を「給付を受領した日（A）」又は「役務提供があった日（A）」、「支払日（B）」を「実際に支払った日（B）」と読み替えて記載してください。
- ② 支払制度が二通り以上ある場合（例：月中締めと月末締めの二通りある、翌月払と翌々月払の二通りあるなど）には、締切日から支払日までの期間が最も長い支払制度を一つ記載してください。

【記載例】

締切日 (A)	支払日 (B)	注1 締切日から支払日までの期間 (AからBまでの期間)	手形等のサイト	注2 手形満期日又は債権決済日
4月 30日	現金支払（振込）日 5月20日 手形交付日 5月31日 一括決済方式 月 日 電子記録債権 月 日	現金 20日 手形 30日 一括決済方式 日 電子記録債権 日	— 60日 日 日	— 手形 7月31日 一括決済方式 月 日 電子記録債権 月 日

注1：「支払日（B）」の「一括決済方式」は、下請事業者が金融機関から借入又は支払を受けることが可能となる日を記載してください。

注2：締切制度の場合（A）から（B）までの期間を計算する際は、1か月を30日として計算してください。
例えば、（A）が2月29日、（B）の手形交付日が3月31日の場合、（A）から（B）までの期間は31日となりますが、1か月を30日として計算し、「30」と記載してください。

注3：「手形満期日又は債権決済日」は、手形満期日、債権決済日までの期間が複数ある場合、最も遅く到来する手形満期日、債権決済日を記載してください。（土日含む）

3-4 どのような基準で下請代金を支払っていますか。	1 締切日までに納入（提供）されたものについて納入（提供）日を基準に支払っている 2 受入検査に合格したものについて納入（提供）日を基準に支払っている 3 受入検査に合格したものについて検査合格日を基準に支払っている 4 その他（具体的に： ）
----------------------------	---

3-5 貴社の支払制度における支払日より後に下請代金を支払ったことがありますか。 支払日より後に下請代金を支払ったことがある場合、その理由は何ですか。 ※ 下請代金を毎月の特定期日に金融機関を利用して支払うこととしている場合に、当該支払日が金融機関の休業日に当たるときには、順延する期間が2日以内であって、貴社と下請事業者との間で支払日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ合意・書面化されている場合には、結果として受領から60日（2か月）を超えて下請代金が支払われても問題ありません。	1 支払日より後に下請代金を支払ったことはない 2 あらかじめ書面で合意していた支払日が金融機関の休業日に当たっていたため（<u>順延した期間が3日以上で受領から60日を超えた場合に限り</u>） 3 下請事業者から請求書の提出が遅れたため 4 自社の事務処理が遅れたため 5 自社の受入検査に時間を要したため 6 発注元からの支払が遅れたため 7 当事者間で合意したため 8 その他（具体的に： ）
3-6 下請事業者に対する現金払の割合、手形等（手形、一括決済方式、電子記録債権。以下同じ。）による支払の割合はどのようになっていますか。	1 全て現金払い 2 手形等による支払が10%未満 3 手形等による支払が10～30%未満 4 手形等による支払が30～50%未満 5 手形等による支払が50%以上 6 全て手形等による支払い
3-7 下請代金の支払が現金以外の方法の場合、現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案して下請代金の額の協議・決定をしていますか。	1 概ね勘案している（概ね親事業者負担） 2 一部勘案している（一部親事業者の負担） 3 勘案していない（概ね下請事業者の負担）
3-8 受入検査を行っていますか。 受入検査を行っている場合、納入日又は提供された日から検査完了までに要した最長期間は何日ですか。	1 受入検査を行っていない 2 受入検査に要する最長期間（●●日間）
3-9 月をまたいで分割納品させた場合、どのように支払っていますか。（役務提供委託の場合は除く。）	1 分割納品させたことはない。 2 納品ごとに、貴社の支払制度にもとづいて支払っている。 3 全ての納品が終了した段階でまとめて、貴社の支払制度にもとづいて支払っている。 4 その他（具体的に： ）

4-1 定期的な原価低減要請をしたことがありますか。 ある場合、年に何回行いましたか。	1 ない ⇒設問 4-3 へ 2 年1回要請した 3 年2回以上要請した
4-2 原価低減に関する要請や協議の経緯について、書面による記録を残していますか。	1 残している 2 残していない

4-3 原価低減要請に伴って次のものに該当するものがありますか。	1 当初の発注単価と比較して、●%以上低下した品目がある 2 前年度の発注単価と比較して、●%以上低下した品目がある 3 これらに該当する品目はない
4-4 以前から継続して下請事業者に発注していたものについて、下請代金の額を引き下げたことがありますか。 下請代金を引き下げたことがある場合、どのような方法で引き下げましたか。	1 下請代金の額を引き下げたことはない 2 下請事業者と十分に協議を行い引き下げた 3 従来の価格を一律に一定率引き下げた 4 自社の予算単価や目標額を基準に引き下げた 5 自社の取引先の事情を理由として引き下げた 6 相見積（海外メーカを含む）の結果得られた最低価格を基準に引き下げた 7 財務諸表、原価計算書等を提出させ引き下げた 8 その他（具体的に： ）
4-5 新規に下請事業者に発注したものがありますか。 新規に下請事業者に発注したものがある場合、どのような方法で下請代金の額を決定しましたか。	1 新規に下請事業者に発注したものはない 2 下請事業者と十分に協議を行い決定した 3 下請事業者の給付の内容に対して通常支払われるであろう価格を調査し、その価格から大幅にかい離することのない価格に決定した 4 自社の予算単価や目標額を基準に決定した 5 一部の事業者（海外メーカを含む）と協議して決めた単価をその他多数の下請事業者の単価として決定した 6 知的財産権を譲渡させることとしたが、当該知的財産権の対価を考慮せずに価格を決定した 7 部品単価の交渉の際、1円以下を切り捨て決定した。 8 その他（具体的に： ）
4-6 下請代金の額を決定（<u>調査対象期間よりも前に下請代金の額を決定した場合も含みます。</u>）した後、調査対象期間中に右記のように条件が変化したことがありましたか。	1 大量の発注をすることを前提として下請代金の額を決定したが、実際には、当初から少量の発注しか行わなかった 2 大量の発注をすることを前提として下請代金の額を決定したが、次第に少量の発注しか行わなくなった（例．発注量の減少、量産終了後の補修品、等） 3 下請代金の額を決定した後、見積り時点の委託内容よりも実際の作業内容や費用が増えた 4 下請代金の額を決定した後、給付に必要な原材料の価格が上昇した 5 下請代金の額を決定した後、予定していた納期を短縮した 6 上記1から5のような変化はなかった⇒設問 4-8へ
4-7 調査対象期間中に条件が変化した場合、貴社は条件の変化に合わせて下請代金の額の見直しを行いましたか。	1 見直しをした 2 見直さなかった 3 その他（具体的に： ）

4-8 過去に円高や景気の悪化を理由とし、一時的な下請代金の引き下げを要請したことがありますか。 ある場合、円安や景気回復となった際、下請代金の額を見直しましたか。	1 引き下げたことはない 2 引き下げたが、その後引き上げた 3 引き下げたが、その後引き上げていない
4-9 以前から継続して下請事業者に発注していたものについて、給付に必要な費用の上昇を理由に、下請事業者から下請代金の額の引上げを求められたことがありますか。 ある場合、どのような理由でしたか。	1 求められたことはなかった。 2 原材料価格の高騰 3 原油価格や燃料費の高騰 4 電気料金の高騰 5 労務費の上昇 6 環境対策費の増加 7 その他（具体的に：)
4-10 下請代金の額の引上げを求められたことがある場合、貴社は下請代金の額を見直しましたか。	1 見直しをした 2 見直さなかった 3 その他（具体的に：)

5-1 下請事業者が責任（不良品、数量不足、納期遅れ等）がないのに、発注書面に記載した下請代金の額を減じて支払ったり、下請代金と他の債権とを相殺したことがありますか。 下請代金の額を減じて支払ったり、下請代金と他の債権とを相殺したことがある場合、その理由は何でしたか。	1 下請代金の額を減じて支払ったり、下請代金と他の債権とを相殺したことはない 2 弁済期が到来した債権(売掛金、賃貸料等)を回収するため 3 手形払のところで現金で支払ったため ・手形期間_____日 ・減額率 _____%（年率） ・貴社の短期調達金利_____%（年率） 4 振込手数料を差し引くことを下請事業者と合意したので、実費を超えているが、金融機関の定める振込手数料を差し引いたため 5 下請事業者と合意していないが、金融機関への振込手数料を差し引いたため 6 取決め（販売促進費、カタログ掲載料、協力金、協賛金、歩引き、出精値引き等）に基づき、一定率（額）を差し引いたため 7 下請事業者が消費税の免税事業者であり、消費税率相当額を支払わなかったため 8 下請代金の額はそのままにして、納入数量を増加させたため 9 単価改定に応じないことを理由に下請代金の額を減じたため 10 単価コストの低減効果がないにもかかわらず、目標金額以上となった場合にリベートとして支払わせたため 11 予算の減少や自社の取引先の都合を理由に差し引いたため 12 下請事業者が得る利益がないのに電子受発注システムの利用料を差し引いたため 13 支払時に1円以上の切り捨てをしたため 14 その他（具体的に： _____）
---	--

6-5 貴社は、当該知的財産権の対価を支払いましたか。	1 実際に譲り受けた範囲に相当する額を支払った 2 実際に譲り受けた範囲に相当する額を上回る額を支払った 3 実際に譲り受けた範囲に相当する額よりも少ない額を支払った 4 支払わなかった 5 その他（具体的に： ）
-----------------------------	---

設問7 物の購入要請・サービスの利用要請について

7 下請事業者に対して物品の購入又はサービス（例、製品、食料品、チケット、広告等）の利用を要請したことがありますか。 要請したことがある場合、どのような方法で要請を行いましたか（下請事業者以外の物品購入者、サービス利用者の紹介を要請した場合も含みます。）。	1 物品の購入又はサービスの利用を要請したことはない 2 購買・外注担当者等が要請をした 3 下請事業者ごとに目標を定めて要請した 4 要請に応じなければ不利益な取り扱いをする旨を示唆して要請した 5 下請事業者に提供の意思がないにも関わらず重ねて要請した 6 下請事業者から申し出がないのに一方的に物を送付した 7 その他（具体的に： ）
---	--

設問8 発注内容の変更・やり直しについて

8-1 発注後、下請事業者に責任がある場合（給付内容が3条書面と異なる、給付内容に瑕疵があった等）を除き、下請事業者に新たに生じた費用を負担せずに、発注の取り消し、給付内容の変更ややり直しを求めたことがありますか。 その理由は何でしたか。	1 自社が費用を負担せずに発注の取り消しや変更、やり直しを求めたことはない ⇒設問9へ 2 販売不振等を理由として発注の取り消しや給付内容の変更をした 3 設計変更や仕様変更を理由として給付内容の変更ややり直しを求めた 4 自社の取引先の都合により給付内容の変更ややり直しを求めた 5 委託内容や仕様の明確化や確認が十分ではなかったため 6 その他（具体的に： ）
8-2 発注内容の変更を行った場合、その変更内容をどのように伝えましたか。	1 発注書面を再交付した。 2 変更内容を口頭で伝え書面を交付しなかった。

※ 貴社と下請事業者との間の取引が役務提供委託のみである場合、設問9～12は回答不要です。設問13に進んでください。

設問9 物品又は情報成果物の受領について

9 下請事業者に責任（不良品、数量不足、納期遅れ等）がないのに、物品又は情報成果物を発注書面に記載した納期に受領しなかったこと（発注を取り消す場合も含みます。）がありましたか。 受領しなかったことがある場合、発注書面に記載した納期に受領しなかった理由は何ですか。	1 納期に受領しなかったことはない ⇒設問10へ 2 設計や仕様等に変更が生じたため 3 生産計画や販売予想に見込み違いが生じたため 4 発注元からキャンセルされたため 5 検査の基準・方法を変更したため 6 受入態勢が整わなかったため 7 その他（具体的に： ）
--	--

10-1 下請事業者が責任（不良品）がないのに返品したことがありますか（やり直しのための一時的な返品は含みません。）。 返品したことがある場合、返品した理由は何ですか。	1 返品したことはない ⇒設問 11 へ 2 仕様に変更が生じたため 3 仕様に記載のない事項（例 色むら、しみ等）に問題があったため 4 販売期間の終了、売れ残りのため 5 商品入替えのため 6 発注元からキャンセルされたため 7 検査の基準・方法を変更したため 8 その他（具体的に：)
10-2 検査はどのように行っていますか。	1 全数検査 2 抜粋検査 3 検査を下請事業者に文書により委託している 4 受入検査を行っていない 5 その他（具体的に：)
10-3 返品はどのように行っていますか。	1 当該不良品のみ返品している 2 当該不良品を含むロット単位での返品をしている 3 全数返品している 4 その他（具体的に：)

11-1 自社に対する給付に必要な原材料等を下請事業者の有償で支給したことがありますか。 支給したことがある場合、下請事業者に書面（支給材料伝票等）を交付しましたか。	1 支給したことはない →設問 12へ 2 必ず交付した 3 交付しなかった場合がある 4 交付しなかった →設問 11-3へ
11-2 下請事業者に交付した書面には、右記の必要記載事項のうち、どの事項を記載しましたか。	1 品名 2 数量 3 引渡期日 4 金額 5 決済期日 6 決済方法
11-3 貴社は、支給した原材料等の代金をいつ決済しましたか。	1 有償で支給した原材料等の代金は、これを用いて製造した製品の下請代金より後に決済した 2 有償で支給した原材料等の代金は、これを用いて製造した製品の下請代金の支払日に決済した 3 有償で支給した原材料等の代金は、これを用いて製造した製品の下請代金より前に決済した 4 その他（具体的に：)

設問 1 2 金型（部品等を製造するための金属製の型）について

12-1 金型の製造を委託したことがありますか。 金型の製造を委託したことがある場合、金型の代金をどのように下請事業者に支払いましたか。 ※ 下請事業者に部品の製造を委託した際に、その部品の製造に必要な金型の製造を委託する場合も含まれます。 ※ 試打の検収をもって受領とする合意がある場合には、検収完了日を「金型受領日」とします。	1 金型の製造を委託していない ⇒設問 12-3 へ 2 自社の支払制度どおり（設問 3-3 の回答どおり）一度に全額支払った 3 自社の支払制度とは異なるが、金型を受領してから 60 日以内に全額支払った 4 分割して支払った（金型受領日から支払い完了までの期間●●か月） 5 当該金型を使用して製造した部品の下請代金に含めて支払った 6 その他（具体的に： ）
12-2 金型の設計図面を下請事業者から譲り受けたことがありますか。 金型の設計図面を譲り受けたことがある場合、当該設計図面の対価をどのような方法で決定しましたか。	1 金型の設計図面を譲り受けたことはない 2 下請事業者と十分に協議を行い決定した 3 通常支払われるであろう価格を調査し、その価格から大幅にかい離することのない価格に決定した 4 自社の予算単価のみを基準に一方的に決定した 5 当該設計図面の対価を支払っていない 6 その他（具体的に： ）
12-3 貴社の都合で型保管を下請事業者に無償で求めている場合、下請事業者からの要請・申請がありましたか。あった場合、どのように対応しましたか。	1 要請どおりに対応した 2 無償での型保管は求めている 3 下請事業者から要請はなかった 4 費用負担の要請があったが認めなかった 5 型の破棄申請があったが認めなかった 6 要請があったが、可否の回答をしていない 7 その他（具体的に： ）
12-4 貴社が下請事業者に金型を貸与して物品の量産製造を委託している場合、調査対象期間中に量産製造の委託が終了したことはありますか。 調査対象期間中に量産製造の委託が終了したことがある場合、下請事業者から当該金型を回収しましたか。	1 金型を貸与していない ⇒設問 13 へ 2 調査対象期間中に量産製造の委託が終了した物品はない ⇒設問 13 へ 3 回収しなかった 4 回収した ⇒設問 13 へ
12-5 金型を下請事業者から回収していない場合、貴社は、当該金型を保管するために要した費用を負担しましたか。	1 自社が全額負担した 2 下請事業者が全額負担した 3 自社及び下請事業者の双方で負担した 4 下請事業者に費用は生じなかった 5 下請事業者に費用が生じたかどうか確認していない 6 その他（具体的に： ）
12-6 貴社が物品の量産製造の委託終了後に補修用等として当該金型を使用して同物品の少量製造を委託したことはありますか。 量産製造の委託終了後に当該金型を使用して同物品の少量製造を委託したことがある場合、量産製造委託時の下請代金の額から下請代金の額を見直しましたか。	1 量産製造の委託終了後に同物品の少量製造の委託をしたことはない 2 見直した 3 見直さなかった 4 その他（具体的に： ）

設問 1 3 消費税等の扱いについて

13-1 下請代金の額は、消費税相当額を含む額として いますか。 ※発注書面に本体価格の額（消費税抜きの額） を記載して発注し、支払時に当該額に消費税 相当額を加えて支払っている場合は、「1 し ている」を選択してください。	1 している 2 していない（又はしなかったことがある）
13-2 下請代金から消費税相当額を差し引いて支 払ったことがありますか。	1 ある 2 ない
13-3 下請事業者に対して、消費税率引上げ分を受 け入れる代わりに、金銭、役務等の経済上の利 益の提供を受けたがありますか。	1 ある 2 ない
13-4 下請事業者に対して、消費税率引上げ分を受 け入れる代わりに、物品の購入又はサービスの 利用の要請に応じてもらったことがあります か。	1 ある 2 ない

**設問 1 4 設問に対する回答の補足等がある場合、又は下請取引に関して御質問、御要望等がありましたら、具
体的に記載してください。**

御協力ありがとうございました。

FAQ

「下請事業者との取引に関する調査」に関するよくある質問（FAQ）をまとめました。
本調査に関する疑問・質問がある場合に御覧ください。

目 次

1 本調査について

- Q 1 当社はこの調査に回答する義務があるのですか。
- Q 2 当社は事業活動を終了（①解散・清算、②破産手続開始決定及び③廃業・休眠）しています。この場合、どうすればよいのですか。
- Q 3 当社は吸収合併されました。この場合、どうすればよいのですか。
- Q 4 当社は下請取引を行っていませんが、その場合でも提出は必要でしょうか。
- Q 5 回答用紙に印字されている会社名（又は住所）が現在の会社名（又は住所）と異なるのですが、この場合どうすればよいのですか。
- Q 6 当社と全く関係のない会社名が回答用紙に印字されているのですが、何かの手違いですか。
- Q 7 なぜ当社が調査対象に選ばれたのですか。
- Q 8 当社は、卸売業（又は小売業）を営んでおり、製造設備を持っておりません。なぜ当社が調査対象に選ばれたのですか。
- Q 9 以前の調査において、「下請取引なし」と回答しましたが、今回も調査票が送られてきたのはなぜですか。
- Q 10 下請事業者名簿を提出しなければなりません、当社は下請取引とそれ以外の取引とを分けて管理しておりません。当社の取引先すべてを記載した名簿を下請事業者名簿として提出しても構いませんか。
- Q 11 下請事業者が個人事業者の場合、所在地、電話番号等が自宅の場合があります。このような個人情報については、下請事業者名簿に記載しなくてもよいのでしょうか。
- Q 12 当社と取引している下請事業者をすべてあげると数百社になります。すべての事業者を下請事業者名簿に記載する必要がありますか。
- Q 13 当方（当団体）は会社組織ではありませんが、下請代金法の定期調査の対象となるのですか。
- Q 14 調査票に同封されている「親事業者名簿」に記載された事業所について、今回の調査対象期間内に下請取引を行っていない場合、回答用紙を提出する必要はありますか。また、同名簿にないが、下請取引を行っている事業所については、提出が必要でしょうか。

2 用語の意味

- Q15 設問 1－4 の選択肢 8 の「算定方法」による下請代金の額とは何ですか。
- Q16 設問 1－4 の選択肢 10 等の「一括決済方式」とは何ですか。
- Q17 設問 4－3 の選択肢 3 の「通常支払われるであろう価格」とは何ですか。
- Q18 設問 6－1 の選択肢 4 等の「知的財産権」とは何ですか。
- Q19 設問 6－3 の選択肢 4 の「情報成果物作成委託の目的の範囲」とは何ですか。（設問 6－4、6－5 の「範囲」についても同様。）。
- Q20 設問 7 の「サービスの利用要請」とは何ですか。
- Q21 設問 10 の「返品」と設問 8 の「やり直し」の違いは何ですか。
- Q22 設問 11－2 の選択肢 3 の「引渡期日」とは何ですか。

3 設問への回答に当たって

- Q23 設問 1－2 の「支払方法、支払条件等について記載した書面」は、下請事業者には必ず交付しなければならないのですか。
- Q24 設問 3－3 について、当社では、発注業務を事業所（工場）ごとに行っていますが、下請事業者に対する支払については本社一括で行っています。このような場合でも、回答は事業所（工場）ごとに作成しなければならないのですか。
- Q24 の 2 当社（本社）では、各事業所が行う発注業務の支払を一括して行っていますが、発注業務は行っておりません。回答用紙にはどのように記入したらよいでしょうか。
- Q25 設問 3－3 について、「締切制度を採用していない場合には、『締切日（A）』を『給付を受領した日（A）』又は『役務提供があった日（A）』、『支払日（B）』を『実際に支払った日（B）』と読み替えて記載してください」とありますが、平成 30 年 4 月の複数の日にわたって給付を受領している場合、どのように記載したらよいのですか。
- Q26 設問 4－6 は、原材料価格等の上昇を理由に下請事業者が下請代金の額の引上げを要求してきた際の当社の対応についての質問ですが、例えば、原油のような一般的な原材料の価格が上昇している状況においては、当社は下請事業者からの下請代金の額の引上げ要求に応じなければならないのですか。
- Q27 設問 6－3 は、当社と下請事業者との間において知的財産権の譲渡・利用許諾を行うことを想定した質問ですが、これは下請代金法の規制とどのような関係にあるのですか。
- Q28 金型取引に下請代金法のルールが適用されるのは、どのような場合ですか。
- Q29 設問 12－5 について、親事業者は、量産製造の委託終了後の金型を下請事業者保管にさせる場合、保管に要した費用を負担しなければならないのですか。

1 本調査について

Q 1 当社はこの調査に回答する義務があるのですか。

A この調査は、下請代金法第9条第2項の規定に基づいて実施するものであり、貴社が報告をしない又は虚偽の報告をした場合には、同法第11条の規定により、50万円以下の罰金に処せられることがありますので、必ず報告してください。

【参考】

第9条2 中小企業庁長官は、下請事業者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第11条 第9条第1項から第3項〔報告及び検査〕までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。

Q 2 当社は事業活動を終了（①解散・清算、②破産手続開始決定及び③廃業・休眠）しています。この場合、どうすればよいのですか。

A 今後の調査対象から除外しますので、回答用紙の「※2事業活動を終了した場合のみ記載」欄に記載し、提出してください。

Q 3 当社は吸収合併されました。この場合、どうすればよいのですか。

A 今後の調査対象から除外しますので、回答用紙の「※2事業活動を終了した場合のみ記載」欄に記載し、提出してください。また、存続会社の概要について、同欄のアからエも必ず記載してください。

Q 4 当社は下請取引を行っていませんが、その場合でも提出は必要でしょうか。

A 回答用紙の「I 貴社の概要」の部分のみを記載して提出してください。その際、「下請取引の有無」の欄は「無」を選択してください。

Q 5 回答用紙に印字されている会社名（又は住所）が現在の会社名（又は住所）と異なるのですが、この場合どのすればよいのですか。

A お手数をおかけいたしますが、回答用紙に印字されている社名（又は住所）を朱書きにて訂正してください。その後、各設問に回答し、提出してください。

Q 6 当社と全く関係のない会社名が回答用紙に印字されているのですが、何かの手違いですか。

A お手数をおかけいたしますが、回答用紙の上部分に印字されている整理番号を下記までお知らせください。【連絡先】 下請取引調査事務局 03-5324-1070

Q 7 なぜ当社が調査対象に選ばれたのですか。

A 貴社の主たる事業が属する業種及び貴社の資本金の額から判断して、貴社が下請代金法上の親事業者に該当する可能性が十分にあることから調査対象としたものです。

貴社が下請代金法上の下請取引を行っておらず、親事業者に該当しない場合には、回答用紙の「Ⅰ 貴社の概要」の部分を記載し、提出してください。その際、「下請取引の有無」の欄は「無」を選択してください。

Q 8 当社は、卸売業（又は小売業）を営んでおり、製造設備を持っておりません。なぜ当社が調査対象に選ばれたのですか。

A 卸売業者（又は小売業者）であっても、下請代金法上の親事業者に該当する可能性があることから調査対象としたものです。貴社が製造設備を持たず、自ら製造していない事業者であっても、例えば、貴社が規格、品質、性能、形状、デザイン、ブランドなどを指定して他の事業者に製造を委託することは、下請代金法上の製造委託に該当します。

Q 9 以前の調査において、「下請取引なし」と回答しましたが、今回も調査票が送られてきたのはなぜですか。

A 前回の調査時点においては下請取引がなくても、貴社の主たる事業が属する業種及び貴社の資本金の額から判断して、貴社が下請代金法上の親事業者に該当する可能性が十分にあることから、調査対象としたものです。

貴社が下請代金法上の下請取引を行っておらず、親事業者に該当しない場合には、調査票の「Ⅰ 貴社の概要」の部分を記載し、提出してください。その際、「下請取引の有無」の欄は「無」を選択してください。

Q 10 下請事業者名簿を提出しなければなりません、当社は下請取引とそれ以外の取引とを分けて管理しておりません。当社の取引先すべてを記載した名簿を下請事業者名簿として提出しても構いませんか。

A 下請事業者名簿は、親事業者が行っている取引の中で、どの事業者との取引が下請代金法の適用対象となる取引かを特定するために必要なとても重要な資料です。取引先との取引内容及び資本金等を確認し、下請事業者のみを記載した「下請事業者名簿」を作成し、提出してください。

Q 11 下請事業者が個人事業者の場合、所在地、電話番号等が自宅場合があります。このような個人情報については、下請事業者名簿に記載しなくてもよいのでしょうか。

A 個人事業者であっても、下請事業者名簿には、所在地、電話番号等、必要事項を記載してください。御報告いただいた下請事業者の情報については秘密を厳守し、中小企業庁の調査の目的以外には一切使用しません（消費税に関する回答については、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査の情報として使用させていただく場合があります。）。

Q 12 当社と取引している下請事業者をすべてあげると数百社になります。すべての事業者を下請事業者名簿に記載する必要がありますか。

A 事業所別に取引している下請事業者の数が100社を超える場合は、取引額の多い順に99社を記載してください。なお、回答用紙の表面「Ⅱ 下請取引の状況」の下請事業者数については、すべての下請事業者数を記載してください。

Q13 当方（当団体）は会社組織ではありませんが、この調査の対象となるのですか。

A 貴団体に出資がなければこの調査の対象とはなりません。貴団体に出資があり、その額が100万円を超える場合には、下請代金法上の親事業者に該当する可能性があるため、この調査の対象となります。

貴団体が下請代金法上の下請取引を行っていない場合には、回答用紙の「I 貴社の概要」の部分を記載し、提出してください。その際、「下請取引の有無」の欄は「無」を選択してください。

Q14 調査票に同封されている「親事業者名簿」に記載された事業所について、今回の調査対象期間内に下請取引を行っていない場合、回答用紙を提出する必要はありますか。また、同名簿にないが、下請取引を行っている事業所については、提出が必要でしょうか。

A 調査対象期間内に下請取引を行っていない事業所については、回答用紙を提出していただく必要はありません。ただし、本社については、当該期間内に下請取引を実施していない場合であっても、Q4にあるとおり、提出していただく必要があります。

また、同名簿に記載がないが、下請代金法の対象となる下請取引を行っている事業所がある場合は、回答用紙と下請事業者名簿を提出していただく必要があります。詳しくは、調査票冊子（4ページ）を参照してください。

2 用語の意味

Q15 設問1～4の選択肢8の「算定方法」による下請代金の額とは何ですか。

A 下請法第3条に規定する書面（3条書面）には、下請代金の額として正式単価を具体的な金額で記載しなければなりません。具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合、下請代金の額として算定方法を記載することが認められています。

ただし、算定方法は、下請代金の具体的な金額を自動的に確定するものでなければならず、算定方法を定めた書面と3条書面が別のものである場合においては、これらの書面の関連付けを明らかにしておく必要があります。また、下請代金の具体的な金額を確定した後、速やかに下請事業者へ書面にて交付しておく必要があります（算定の根拠となる数値についても記載することが望ましい。ただし、3条書面の形での再発行は要さない。）。

Q16 設問1～4の選択肢10等の「一括決済方式」とは何ですか。

A 一括決済方式とは、下請代金の支払につき、親事業者、下請事業者及び金融機関の間の約定に基づき、下請事業者が債権譲渡担保方式（下請事業者が、下請代金の額に相当する下請代金債権を担保として、金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付けを受ける方式）又はファクタリング方式（下請事業者が、下請代金の額に相当する下請代金債権を金融機関に譲渡することにより、当該金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の支払を受ける方式）若しくは併存的債務引受方式（下請事業者が、下請代金の額に相当する下請代金債務を親事業者と共に負った金融機関から、当該下請代金の額に相当する金銭の支払を受ける方式）により、金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付又は支払を受けることができることとし、親事業者が当該下請代金債権又は当該下請代金債務の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいいます。

Q17 設問４－５の選択肢３の「通常支払われるであろう価格」とは何ですか。

A 「通常支払われるであろう価格」とは、同種又は類似の給付の内容（又は役務の提供）について実際に行われている取引の価格（すなわち、市価のこと）をいいます。また、市価の把握が困難な場合は、それと同種又は類似の給付の内容（又は役務の提供）の従来からの取引価格をいいます。

Q18 設問６－１の選択肢４等の「知的財産権」とは何ですか。

A 知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利で、代表的なものとしては、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権及び商標権があります。

Q19 設問６－３の選択肢４の「情報成果物作成委託の目的の範囲」とは何ですか。（設問６－４、６－５の「範囲」についても同様。）。

A ここでいう「情報成果物作成委託の目的の範囲」とは、貴社が下請事業者の情報成果物作成委託をする際に、当該情報成果物をどのように使用するか等、あらかじめ発注書面に記載するその条件を指します。

例１ 有料放送事業者が、自己が放送するドキュメンタリー番組の制作を下請事業者委託する際に、「関東地区において、１回だけ放送する」旨を発注書面に記載した場合には、「情報成果物作成委託の目的の範囲」は次のように画されます。

- ①関東地区において放送する（地域）
- ②１回だけ放送する（回数）
- ③「放送」以外の方法を用いない（方法）

したがって、この場合に、有料放送事業者が当該番組を関西地区において放送したり、再放送したり又はＤＶＤ化して販売することは「情報成果物作成委託の目的の範囲」を超えるものであり、親事業者がこれらの対価を下請事業者を支払わないときには、下請代金法で禁止されている「不当な経済上の利益提供要請」に該当するおそれがあります。

例２ 玩具の販売業者が、自己が販売する商品にプリントするキャラクターの図案の作成を下請事業者委託する際に、「当社が平成２９年の冬季に販売する玩具に当該キャラクターを採用する」旨を発注書面に記載した場合には、「情報成果物作成委託の目的の範囲」は次のように画されます。

- ①平成２９年の冬季においてのみ使用する（時期）
- ②玩具についてのみ使用する（対象）
- ③販売するものについてのみ使用する（対象）

したがって、この場合に、玩具の販売業者が当該キャラクターを平成２９年に販売するものに使用したり、玩具以外に使用したり、販売するもの以外に使用することは「情報成果物作成委託の目的の範囲」を超えるものであり、親事業者がこれらの対価を下請事業者を支払わないときには、下請代金法で禁止されている「不当な経済上の利益提供要請」に該当するおそれがあります。

Q20 設問７の「サービスの利用要請」とは何ですか。

A 親事業者が指定する保険、リース、インターネット・プロバイダ等のサービスの利用を下請事業者によ請することをいいます。必ずしも、親事業者が提供するサービスであることは必要ありません。

Q21 設問10の「返品」と設問8の「やり直し」の違いは何ですか。

A 受領した物品等を返して、再び受け取らないことが「返品」に該当します。受領した物品等を一旦下請事業者に戻していても、それを補修させて再納入させたり、良品に交換させたりすることは「やり直し」に該当します。

Q22 設問11-2の選択肢3の「引渡期日」とは何ですか。

A 選択肢3の「引渡期日」とは、親事業者が下請事業者へ有償支給原材料等を引き渡す期日のことをいいます。

3 設問への回答に当たって

Q23 設問1-2の「支払方法、支払条件等について記載した書面」は、下請事業者には必ず交付しなければならないのですか。

A 「支払方法、支払条件等について記載した書面」は、親事業者が個々の注文書に支払方法、支払条件等を記載しない場合に、注文書とは別に下請事業者に交付する必要があるものです。

なお、「支払方法、支払条件等について記載した書面」をあらかじめ交付することにより、個々の注文書にこれらの事項の記載が不要となりますが、その場合、「支払方法、支払条件等は現行の『支払方法等について』によります。」「支払方法、支払条件等は平成●●年●●月●●日交付の『支払方法等について』によります。」などというように、個々の注文書に「支払方法、支払条件等について記載した書面」との関連付けを記載する必要があります。

Q24 設問3-3について、当社では、発注業務を事業所（工場）ごとに行っていますが、下請事業者に対する支払については本社一括で行っています。このような場合でも、回答は事業所（工場）ごとに作成しなければならないのですか。

A 事業所ごとに発注業務を行っている場合は、事業所ごとに回答を作成していただくこととなります。各事業所で作成した回答は本社で取りまとめていただき、一括して中小企業庁に提出してください。

Q24の2 当社（本社）では、各事業所が行う発注業務の支払を一括して行っており、発注業務は全く行っておりません。回答用紙にはどのように記入したらよいでしょうか。

A 回答用紙の表面のⅠ、Ⅱ及び裏面Ⅲの支払関連の書類の保存に関する設問2、ならびに設問3について、回答してください。

Q25 設問3-3について、「締切制度を採用していない場合には、『締切日（A）』を『給付を受領した日（A）』又は『役務提供があった日（A）』、『支払日（B）』を『実際に支払った日（B）』と読み替えて記載してください」とありますが、平成30年4月の複数の日にわたって給付を受領している場合、どのように記載したらよいのですか。

A 給付を受領した日（又は役務提供があった日）から実際に支払った日までの期間がもっとも長いものを記載してください。

Q26 設問４－９は、原材料価格等の上昇を理由に下請事業者が下請代金の額の引上げを要求してきた際の当社の対応についての質問ですが、例えば、原油のような一般的な原材料の価格が上昇している状況においては、当社は下請事業者からの下請代金の額の引上げ要求に応じなければならないのですか。

A 原材料価格等の上昇局面において下請事業者から下請代金の額の引上げ要請が行われた場合、必ずしもすべての場合に下請代金の額の引上げに応じなければならないというものではありません。

しかし、このような場合には、原材料価格等の上昇を考慮した上で下請事業者と十分に協議を行い、下請代金の額が適切なものとなるようにすることが望まれます。

なお、下請事業者との協議が不十分で一方的に通常支払われる対価より著しく低い単価に据え置くような場合は、下請代金法で禁止されている「買いたたき」に該当するおそれがあります。

Q27 設問６－３は、当社と下請事業者との間において知的財産権の譲渡・許諾を行うことを想定した質問ですが、これは下請代金法の規制とどのような関係にあるのですか。

A 情報成果物等の作成に関し、下請事業者に知的財産権が発生する場合がありますが、下請事業者の給付の内容に知的財産権を含まない場合において、下請事業者に発生した知的財産権を、作成の目的たる使用の範囲を超えて親事業者に無償で譲渡・許諾させることは、下請代金法で禁止されている「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがあります。

また、下請事業者の給付の内容に下請事業者に発生した知的財産権を含むこととし、下請代金法第３条で規定している書面に明確に記載した場合においても、当該知的財産権の対価について、下請事業者と協議することなく、一方的に通常支払われる対価より著しく低い額を定めることは、下請代金法で禁止されている「買いたたき」に該当するおそれがあります。

Q28 金型取引に下請代金法のルールが適用されるのは、どのような場合ですか。

A 親事業者が販売又は使用する金型について下請事業者に製造委託をする場合、下請代金法のルールが適用されます。

従来、親事業者が使用する金型については、親事業者が自ら金型を製造している場合に下請事業者が金型の製造を委託すると下請代金法のルールが適用されていましたが、平成１６年４月以降は、親事業者が自ら製造していない場合でも下請代金法のルールが適用されるようになりました。

なお、親事業者が販売する金型を下請事業者に製造委託する場合は、従来から、下請代金法のルールが適用されています。

Q29 設問１２－５について、親事業者は、量産製造の委託終了後の金型を下請事業者に保管させる場合、保管に要した費用を負担しなければならないのですか。

A 量産製造の委託終了後の金型を保管するための費用のうち、貴社（親事業者）が負担すべき部分を下請事業者負担させているような場合は、下請代金法で禁止されている「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがあります。